

# 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の 概要等について

# 特定処遇改善加算・処遇改善加算の全体のイメージ

## <福祉・介護職員等特定処遇改善の取得要件>

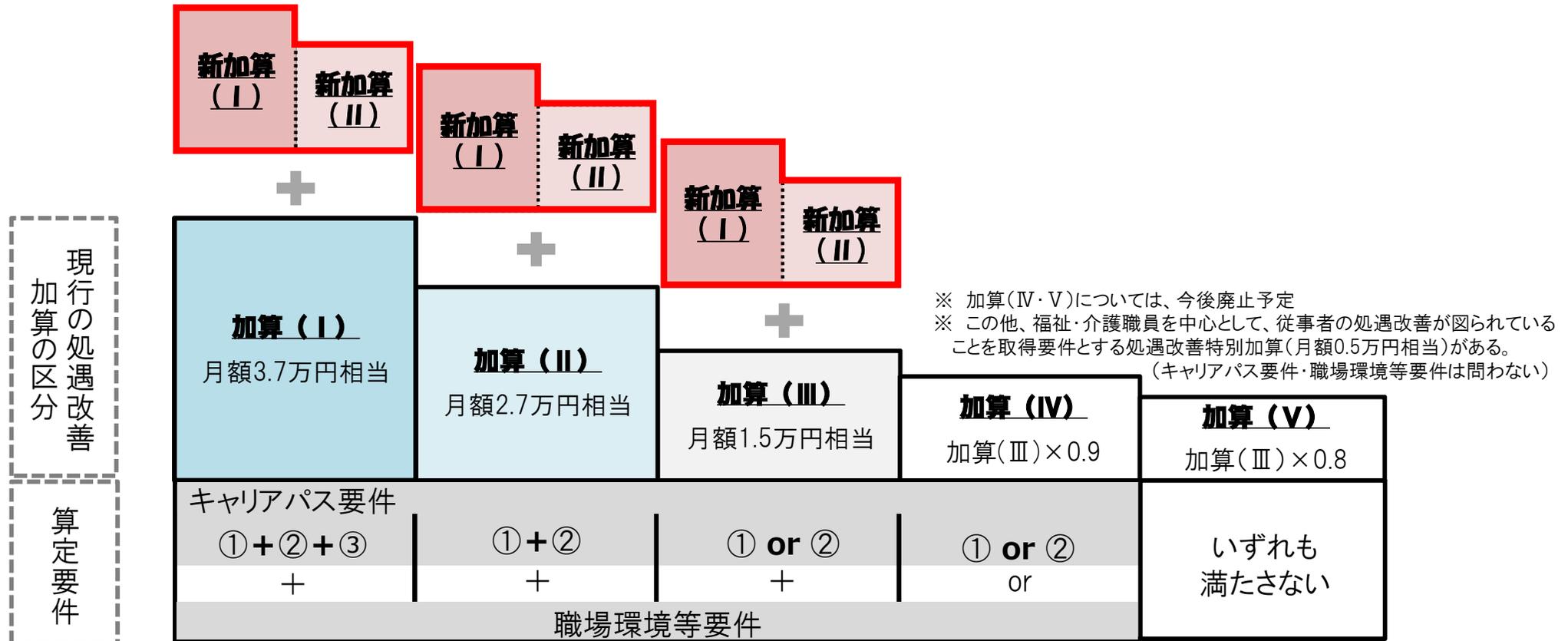
- ・ 現行の福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを取得していること
- ・ 福祉・介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
- ・ 福祉・介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

## <サービス種類内の加算率>

- ・ 福祉専門職員配置等加算、特定事業所加算の取得状況を加味して、加算率を2段階に設定
- ・ 加算率の設定に当たっては、1段階とした場合の加算率を試算した上で、原則、新加算（Ⅱ）の加算率がその×0.9となるよう設定

※ 加算（Ⅰ）と加算（Ⅱ）で加算率の差が大きくなる（1.5倍を超える）場合には、×0.95となるよう設定

※ 福祉専門職員配置等加算及び特定事業所加算が無いサービスは、1段階の加算率に設定

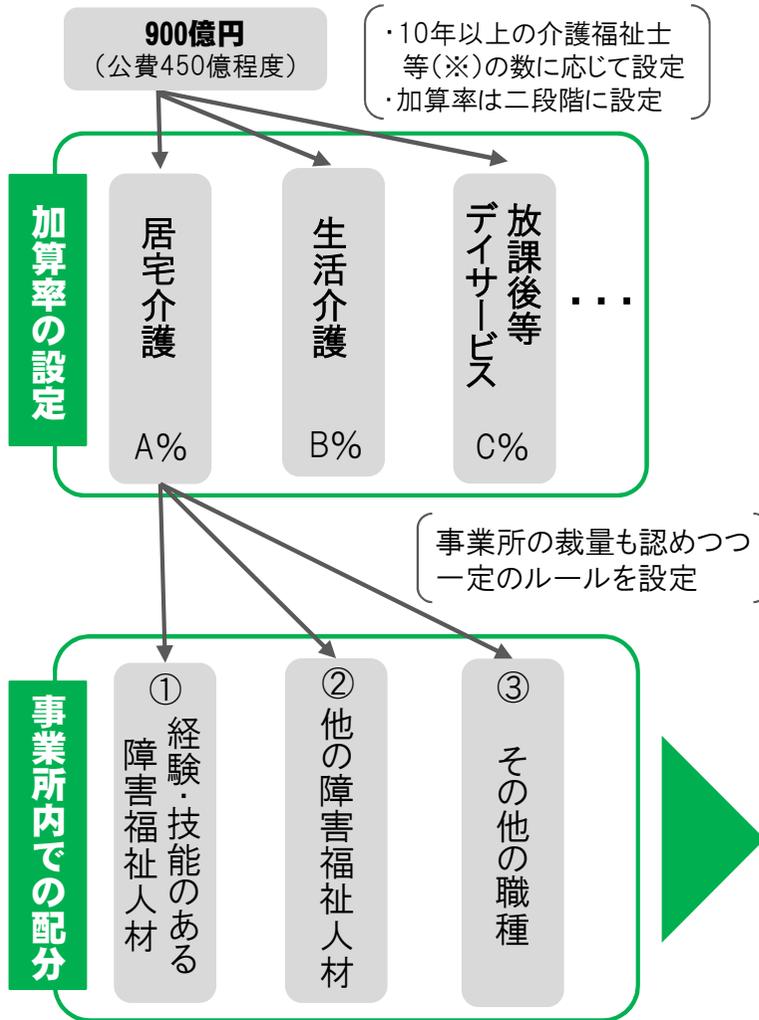


(注) 「キャリアパス要件①」…職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること  
 「キャリアパス要件②」…資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること  
 「キャリアパス要件③」…経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること  
 「職場環境等要件」…賃金改善を除く、職場環境等の改善を実施すること

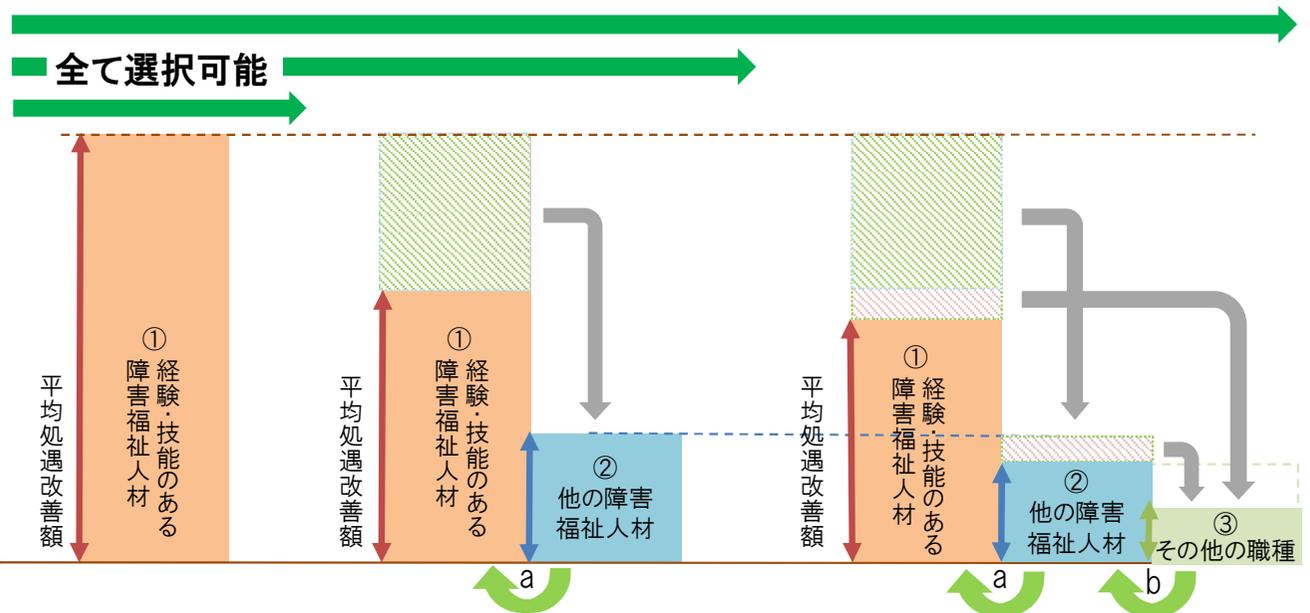
# 新しい経済政策パッケージに基づく障害福祉人材の更なる処遇改善 (令和元年10月障害福祉サービス等報酬改定)

## ○ 新しい経済政策パッケージ（抜粋）

介護人材確保のための取組をより一層進めるため、**経験・技能のある職員に重点化**を図りながら、**介護職員の更なる処遇改善**を進める。  
 具体的には、他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるように**柔軟な運用を認めること**を前提に、介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について**月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠**に、公費1000億円程度を投じ、処遇改善を行う。  
**また、障害福祉人材についても、介護人材と同様の処遇改善を行う。**



- ▶ ①経験・技能のある障害福祉人材において「月額8万円」の改善又は「役職者を除く全産業平均水準(年収440万円)」を設定・確保  
→ リーダー級の障害福祉人材について他産業と遜色ない賃金水準を実現
- ▶ 平均の処遇改善額が、
  - ・ ①経験・技能のある障害福祉人材は、②他の障害福祉人材の2倍以上とすること
  - ・ ③その他の職種(役職者を除く全産業平均水準(年収440万円)以上の者は対象外)は、②他の障害福祉人材の2分の1を上回らないこと
- ※ ①は、勤続10年以上の介護福祉士等を基本とし、勤続10年の考え方は事業所の裁量で設定(小規模な事業所等で合理的な説明があれば、リーダー級を設定しなくても可)
- ※ ①、②、③内での一人ひとりの処遇改善額は、柔軟に設定可能
- ※ 平均賃金額について、③が②と比べて低い場合は、柔軟な取扱いが可能



- ▶ a、b: 経験若しくは技能等を鑑みて、通常の職員分類では適正な評価ができない職員の特性を考慮し、一定のルールのもと、法人・事業所の裁量で職員分類の変更を行うことができる。(障害独自の特例)

※ 介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、心理指導担当職員(公認心理師含む)、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者及びサービス提供責任者

# 福祉・介護職員処遇改善加算等の請求状況

	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	平成28年 4月サービス 提供分	平成28年 10月サービス 提供分	平成29年 4月サービス 提供分	平成29年 10月サービス 提供分	平成30年 4月サービス 提供分	平成30年 10月サービス 提供分	平成31年 4月サービス 提供分	令和元年 10月サービス 提供分	令和2年 4月サービス 提供分	令和2年 7月サービス 提供分
処遇改善加算（Ⅰ） (37,000円)	—	—	48.8%	51.8%	58.1%	59.1%	62.7%	64.1%	67.5%	67.9%
処遇改善加算（Ⅱ） (27,000円)	55.7%	56.8%	14.8%	12.5%	9.9%	9.6%	8.6%	8.3%	7.4%	7.3%
処遇改善加算（Ⅲ） (15,000円)	16.5%	16.4%	11.8%	11.5%	9.8%	9.6%	8.7%	8.4%	7.2%	7.1%
処遇改善加算（Ⅳ） (Ⅲ×0.9)	1.1%	1.1%	1.0%	1.0%	0.8%	0.8%	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%
処遇改善加算（Ⅴ） (Ⅲ×0.8)	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%
処遇改善加算合計	73.8%	74.8%	77.0%	77.4%	79.2%	79.8%	81.1%	81.8%	82.8%	83.0%

特定処遇改善加算（Ⅰ）	-	-	-	-	-	-	-	21.5%	28.3%	29.0%
特定処遇改善加算（Ⅱ）	-	-	-	-	-	-	-	11.6%	17.2%	17.5%
特定処遇改善加算合計	-	-	-	-	-	-	-	33.1%	45.5%	46.5%

出典：国保連データ

※特定処遇改善加算における区分が無いサービスの場合は、システムの仕様上、区分（Ⅰ）に含めて集計されている。

※端数処理の関係で内訳の合計が表の合計数値を一致しない場合がある。

# 障害福祉サービス等支援体制整備事業

令和2年度予算：52,930千円（（目）障害者総合支援事業費補助金）

実施主体：都道府県、指定都市、中核市

## 事業趣旨

- 都道府県等が行う福祉・介護職員処遇改善加算及び「新しい経済政策パッケージ」に基づく福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取得に係る障害福祉サービス等事業所への助言・指導等の取組を支援し、事業所における加算の新規取得や、より上位区分の加算の取得を促進するとともに、障害福祉サービス等情報公表制度に係る都道府県等の審査体制を確保する取組を支援し、当該制度を円滑に実施することを目的とする。

## 事業内容

### 1. 福祉・介護職員処遇改善加算等の取得促進に係る事業所への助言・指導等（補助率：10／10）

#### （1）研修等の実施

福祉・介護職員等特定処遇改善加算の仕組みや加算の取得方法等について説明を行い、障害福祉サービス等事業所における当該加算の取得に係る支援を行う。

#### （2）個別訪問等の実施

障害福祉サービス等事業所における福祉・介護職員処遇改善加算の新規取得や、より上位区分の加算取得に向けて、社会保険労務士など労務関係の専門的知識を有する者に委託等を行い、当該社会保険労務士などが直接、加算未届事業所などを訪問し、加算の取得等に係る助言・指導・各種書類の作成補助等の支援を行う。

### 2. 障害福祉サービス等情報公表制度の施行に係る審査体制の確保（補助率：1／2）

障害福祉サービス等情報公表制度の審査に必要な非常勤職員の雇用に係る経費を補助する。